

2021年3月15日

被保険者各位

石原産業健康保険組合

### 被扶養者異動手続きについて

新年度を迎えるにあたり、次に該当する被扶養者はその資格を喪失しますので、該当する場合は、早急に手続きをお願いいたします。

#### 1. 対象者

- ① 18歳以上28歳未満で
  - ・学校を卒業し、その後は無職・パート・アルバイトである
  - ・就職し、別の健康保険の被保険者となった
  - ・学校を中途退学した
- ②パート・アルバイトで勤務していたが、雇用契約の変更等により収入が増加し、被扶養者に該当する基準額を超えた、または超える予定である。
- ③正社員になり、別の健保に加入した

#### 2. 手続き

被扶養者届に必要事項を記入の上、健康保険証を添えて各事業所の人事・労務担当に提出してください。  
(用紙は石原健保ホームページに掲載しています)

#### 3. 提出期限

異動の日より5日以内

#### 4. ご注意

- ・18歳以上で無職であるが、病気療養中等で働くことができない場合は健保にご相談ください。
- ・喪失後、当健保の健康保険で医療機関に受診された場合、健保負担分（7割）を請求させていただきます。
- ・お手元の当健保の健康保険証については、喪失日以降はご使用になれませんので早急にご返却願います。

**健康保険組合では、18歳以上60歳未満の方は原則として被扶養者になれません。（※）  
但し、28歳未満までの学生、病気療養等で働くことができない方を除きます。（要証明）**

**（※）配偶者に限り、給与収入等が130万円未満の方は被扶養者になることができます。  
詳しくは健保までお問い合わせください。**

以上